

新潟大学大学院現代社会文化研究科 令和3年度法務博士研究員の募集について

1. 実務法学研究科閉鎖後の法務博士研究員制度について

平成29年3月に新潟大学大学院実務法学研究科は廃止されました。それに伴い、実務法学研究科で実施していた法務博士研究員制度は、大学院現代社会文化研究科へ引き継いで実施しています。制度の概要については、以下のとおりです。

2. 申請資格

- ① 新潟大学大学院実務法学研究科を修了した者で、当該年度における司法試験受験資格を有すること
- ② 現代社会文化研究科が行う司法試験受験・就職関連の追跡調査への情報提供・協力に同意すること（個人情報厳しく管理し、流用・濫用は厳に慎みます。）

3. 支援内容

- ・ 大学院施設の利用（詳細については後述）
- ・ 修了生特別奨学金制度の利用
- ・ 教員からの学習指導
- ・ 大学からの情報提供 ほか

法務博士研究員からは授業料等の費用を徴収しないので、これらは無料で利用できます。

4. 期間

令和3年4月1日～令和4年3月31日の1年間

法務博士研究員の資格は、申請に基づき、現代社会文化研究科代議員会が適当と認められた者に与えられます。法務博士研究員制度は、年度ごとに再度申請することで、継続的に資格を維持することができます。

5. 申請手続

実務法学研究科ホームページ (<http://www.jura.niigata-u.ac.jp/~ls-web/index.php>) に掲載している「法務博士研究員申請書」へ必要事項を入力し、2月22日（月）までに学務係にメール添付で提出してください。

法務博士研究員の資格が認められた方には、4月以降に身分証明書を交付します。

6. 法務博士研究員が利用できる学内設備・サービスについて

法務博士研究員が利用できる学内設備等については以下のとおりです。

※新型コロナウイルス感染症予防対策のため、学内設備の利用が制限される場合があります。

- ① 研究室利用者には、法務博士研究員の身分が終了するまで、校舎へ立ち入るためのカードキーを貸与します。
- ② 法学部資料室、附属図書館が利用できます。

- ③ 附属図書館を利用するためには、利用カードの発行を受ける必要があります。発行手続は、図書館職員の指示に従ってください。
- ④ 補講やディスカッションに使用する部屋が必要な場合は、教室を予約しますので、学務係に申し出てください。
- ⑤ TKC 教育支援システムは利用できませんが、TKC 修了生サポートシステムを個人で契約して利用することができます。
- ⑥ 情報基盤センターにアカウント申請書を提出することにより、情報基盤センターが管理する学内のパソコンを利用できます（C 棟地下端末機室・附属図書館・情報基盤センター実習室など）。ただし、履修登録期間や成績確認期間は学部学生の利用が集中しますので、利用を自粛してください。
- ⑦ 法科大学院修了生向けの就職情報（求人情報・セミナー情報）を実務法学研究科ホームページに掲載していますので、必要に応じて参照してください。
- ⑧ JR の学割は発行できません。また、車両入構票の発行もできません（車通学不可）。

7. 研究室利用について

法務博士研究員になった者のうち、下記の事項を誓約できる希望者には、事情が許す限り、研究室が貸与されます。

- ① 常時研究室を利用する者であること
- ② 研究室利用にあたり、以下の禁止事項は絶対に行わないこと
 研究室内の飲酒・宿泊、大学構内での喫煙、ゴミの不法投棄、その他迷惑行為
 ※ルールが守られない場合は、研究室の使用を禁止します。
- ③ 研究室退去時には室内の私物を全て持ち帰り、学務係の確認を受けること

研究室の利用を希望する場合は、「法務博士研究員申請書」にその旨を記入してください。

8. 身分証の返却について

- ・今年度法務博士研究員である者のうち、現代社会文化研究科法務博士研究員の申請をしないものは、法務博士研究員身分証を返却してください。

9. その他

- ・法務博士研究員への連絡は、基本的にメールで行います。
 申請書に記載したメールアドレスに変更がある場合は、学務係に届け出てください。

10. 問い合わせ先

〒950-2181 新潟市西区五十嵐2の町 8050 番地
 新潟大学人文社会科学系学務課 人文社会科学系大学院学務係
 TEL: 025-262-7895 E-mail: jurist@adm.niigata-u.ac.jp